

こころリハビリ訪問看護センター 運営規程

こちりハビリ訪問看護センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 Blooming Smile が設置するこちりハビリ訪問看護センター（以下「センター」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、センターの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 センターは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
2 センターは事業の運営にあたって、必要に応じて必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
3 センターは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 1 センターは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
2 センターは、訪問看護を提供するにあたっては、センターの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：こちりハビリ訪問看護センター
- (2) 所在地：兵庫県宝塚市安倉南2丁目15-4
- 2 サテライト事業所
- (1) 名称：こちりハビリ訪問看護センター神戸東サテライト
- (2) 所在地：兵庫県神戸市東灘区深江本町2丁目9-19 302
- 3 サテライト事業所
- (1) 名称：こちりハビリ訪問看護センター豊中サテライト
- (2) 所在地：大阪府豊中市庄内幸町2丁目14-11

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、センターの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 6名
※常勤換算 2.5名以上(内1名は常勤とする。)
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 適当数 ※必要に応じて配置する。
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。但し、(12月31日～1月3日は除く)。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合を除く。

※ 介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり
末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を
交付された利用者等

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がセンターに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排せ等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第10条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 1 センターは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 センターは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、次の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 15000円
- (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費
通常事業実施地域：無料
通常事業実施地域を越え3km以内：往復300円

通常事業実施地域を越え 3km以上：往復 500 円

西宮市のうち（清瀬台、青葉台、花の峯、塩瀬町生瀬、生瀬町、生瀬高台、名塩木之元、東山台、名塩新町、国見台、名塩、塩瀬町名塩、名塩南台、名塩山荘、名塩ガーデン、名塩茶園町、名塩平成台、名塩さくら台、名塩東久保、名塩赤坂、名塩美山、北六甲台、山口町名来、山口町下山口、山口町上山口、山口町金仙寺、すみれ台、山口町中野、山口町阪神流通センター、山口町香花園、山口町船坂）および芦屋市のうち（奥池町、奥池南町）は往復 500 円

（通常業務を実施する地域）

第 12 条 ここちリハビリティ訪問看護センターが通常業務を行う地域は、

宝塚市、伊丹市、尼崎市、西宮市（清瀬台、青葉台、花の峯、塩瀬町生瀬、生瀬町、生瀬高台、名塩木之元、東山台、名塩新町、国見台、名塩、塩瀬町名塩、名塩南台、名塩山荘、名塩ガーデン、名塩茶園町、名塩平成台、名塩さくら台、名塩東久保、名塩赤坂、名塩美山、北六甲台、山口町名来、山口町下山口、山口町上山口、山口町金仙寺、すみれ台、山口町中野、山口町阪神流通センター、山口町香花園、山口町船坂を除く）、芦屋市（奥池町、奥池南町を除く）、川西市、神戸市（東灘区、灘区）、豊中市、吹田市、大阪市（西淀川区、淀川区、東淀川区、此花区）とする。

- 2 ここちリハビリティ訪問看護センター神戸東サテライトが通常業務を行う地域は芦屋市（奥池町、奥池南町を除く）、神戸市（東灘区、灘区、中央区）とする。
- 3 ここちリハビリティ訪問看護センター豊中ライトが通常業務を行う地域は豊中市、吹田市、大阪市（西淀川区、淀川区、東淀川区、此花区）、尼崎市、伊丹市とする。

（相談・苦情対応）

- 第 13 条
- 1 センターは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
 - 2 センターは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

（事故処理）

- 第 14 条
- 1 センターは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故の発生防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - 2 センターは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
 - 4 センターは、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（秘密の保持）

- 第 15 条
- 1 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 センターが得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 1 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 センターは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第17条 1 センターは、適切な指定訪問介護が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第18条 1 センターは、その提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(暴力団等の影響排除)

第19条 センターは、その運営について、暴力団の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第20条 1 センターは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後3ヶ月以内の初任研修
- (2) 年1回の業務研修

2 センターは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 Blooming Smile とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成22年7月1日から施行する。

2 本改定版は、平成24年2月1日から施行する。

3 本改定版は、平成25年5月1日から施行する。

4 本改定版は、平成29年4月1日から施行する。

5 本改定版は、平成31年3月1日から施行する。

6 本改定版は、2020年4月1日から施行する。

7 本改定版は、2020年6月1日から施行する。

8 本改定版は、2020年7月1日から施行する。

9 本改定版は、2021年6月1日から施行する。